

子ども被災者支援法  
基本方針「改定」の問題点  
-支援対象地域の問題を中心に-

福島老朽原発を考える会(フクロウの会) 事務局長  
市民放射能監視センター(ちくりん舎) 理事

青木 一政

# 復興庁の基本方針「改定」案—論理のすり替え

## 【支援法での支援対象地域】

「その**地域における放射線量**が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが**一定の基準以上である地域**」

## 【基本方針の支援対象地域】

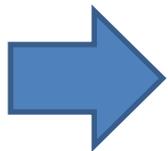
「(年間積算線量が)20ミリシーベルトに達するおそれのある**地域と連続しながら**、20ミリシーベルトを下回るが相当な線量が広がっていた**地域**」



## 【今回の改定案での記述】

航空機モニタリングに基づき**推計した外部被ばく線量**によると・・・大幅に低下。  
**個人被ばく線量計の測定、ホールボディ・カウンタ検査、食品検査等**からは「長期目標」を満たしつつある。

**空間線量等**からは、避難指示区域以外の地域から**避難する状況**にはなく、支援対象地域は**縮小または撤廃**することが**適当**であると**考えられる**。



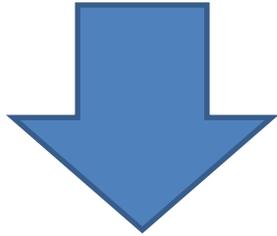
地域の汚染実態の問題を、個人の被ばく量の問題へのすり替え。さまざまなやり方で個人の被ばく線量の過小評価。

# 現行の法律ではどうなっているか。

対象	法律	内容
一般公衆	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示 (上位法は原子炉等規制法/実用炉設置運転規則)	第三条(周辺監視区域外側の)線量限度は、次のとおりとする。 <b>実効線量</b> については、 <b>1年間につき1ミリシーベルト</b> とする。 第十一条 外部放射線による実効線量は、 <b>1cm線量当量</b> (=空間線量のこと)とすること。
放射線業務従事者	電離放射線障害防止規則(第三条 管理区域の明示等) (上違法は労働安全衛生法)	第三条(管理区域の明示等) <b>実効線量が年間5mSvを超えるおそれのある区域</b> <b>表面密度が40,000Bq/m<sup>2</sup>(約615Bq/Kg相当)を超えるおそれのある区域</b> 必要のあるもの以外の立ち入り禁止 <b>実効線量の算定は1cm線量当量</b> (=空間線量のこと)によって行うものとする。 第四条(放射線業務従事者の被ばく限度) 被ばくの <b>上限管理は実効線量年間20mSv</b> (最大年間50mSv、5年で100mSv、18歳以上) 被ばく量の測定は <b>個人線量計(1cm線量当量=空間線量と同じ単位)</b> によるものとする。

# 従来の被ばく防護の基本的考え方

「場の線量」管理で安全を確保



放射線業務で立ち入る場合

「個の線量」管理で安全を確保

一般公衆:

- ・年間1ミリシーベルト。

放射線業務従事者:

- ・年間5ミリを超えるおそれのある場所
- ・表面密度4万Bq/m<sup>2</sup>を超えるおそれのある場所。

放射線業務従事者、緊急時に立ち入る労働者等:

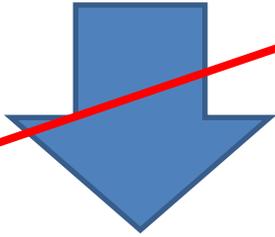
放射線測定器を装着、1cm線量当量による。

二段構えで安全を確保

危険なところにはみだりに立ち入らせない。

# 政府が事故後に打ち出した 「個の線量」重視

~~「場の線量」管理で安全を確保~~



「個の線量」管理で安全を確保

原発事故後  
住民は被ばくを受け入れろ。

「実効線量」を問題にして  
怪しげな係数で過小評価している。

## 外部被ばく線量推計の概要

【線量評価上の一日の実効線量計算方法】

一日の実効線量 = 屋内線量 + 屋外線量 + 移動中線量

【今回の実効線量の計算】(仮定ケース)

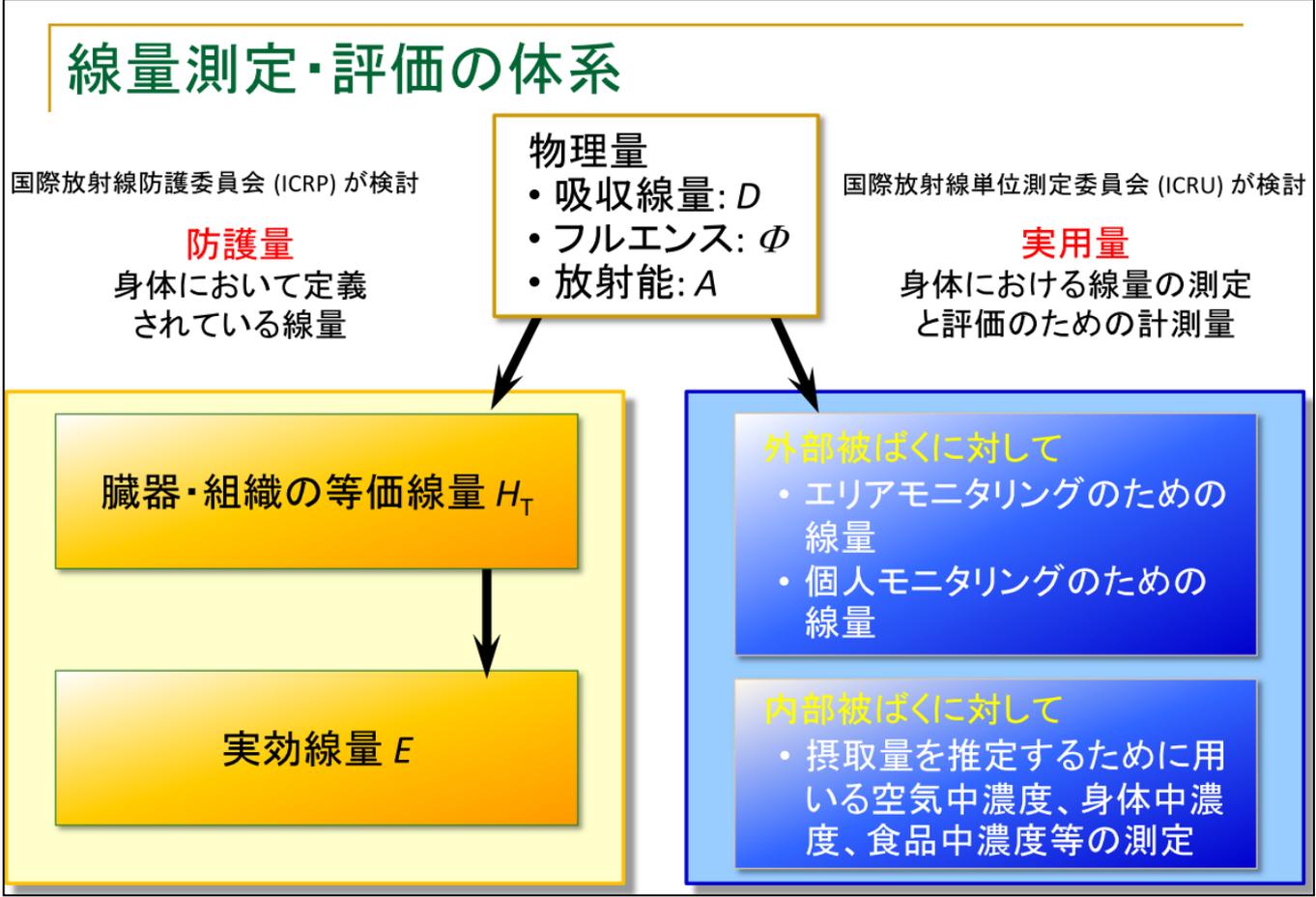
年間実効線量 = 一日の実効線量 × 365

一日の実効線量 = 0.85 × ( 8[時間] + 16[時間] × 0.4 )  
× 空間線量率(バックグラウンド分を減)

(0.85: 放医研とJAEAによる研究の0~3歳を想定した最も保守的な値)

# 実効線量のまやかし

- この考え方はICRPの線量評価体系に基礎を置いている。



第9回原子力委員会資料  
2012.3.13  
JAEA遠藤章氏作成資料

- 個人の被ばく量(実効線量)は直接は測れないので、空間線量(1cm線量当量)により評価するという考え方。

# 実効線量によるまやかし

実効線量は個人ごとに異なるため  
実際には測定できない。



そのため、法律ではきちんと  
空間線量(1cm線量当量)で測れと規定している。

## 「個の線量」重視

怪しげな係数を持ち込んで  
「実効線量」をムリヤリ推定。

空間線量からの変換係数 0.85

屋内での遮蔽係数 0.4

$$0.85 \times ((8 / 24 \times 1) + (16 / 24 \times 0.4)) = 0.5$$

# ガラスバッジは過小評価となる



全方向照射の条件=0.6倍  
(上下方向からの照射もある)

屋内や車の中などに置きっぱなし

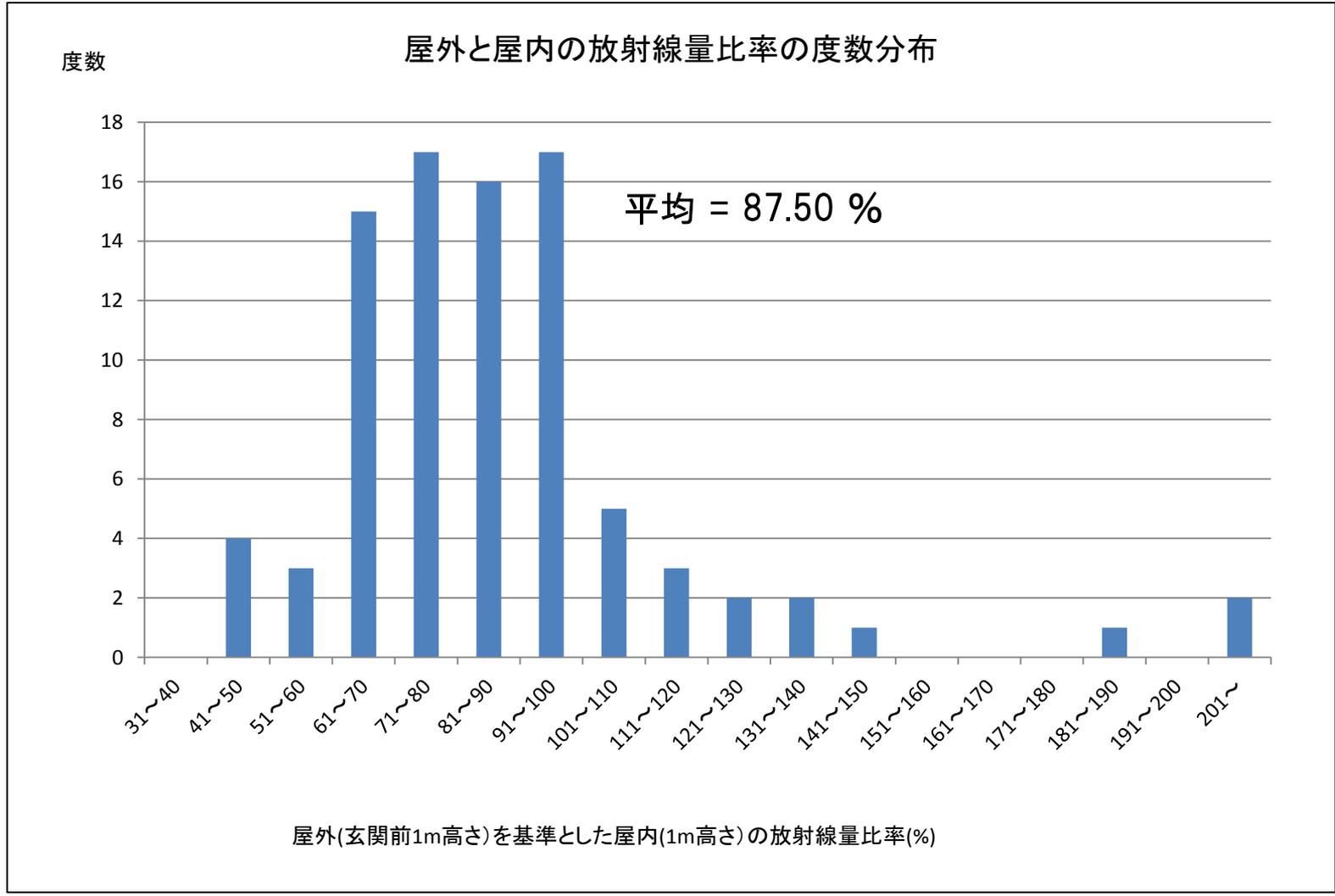
検出限界以下の場所(0.1 $\mu$ Sv/h程度)  
ではいくら着けていてもゼロ

個人のバラつきを平均化して計算  
(最大値も公表しない)

0.6 $\times$ 0.5? $\times$ 0.5? $\times$ 0.5?  
= 実際の被ばく量(最大)の  
5-10%程度?

# 家屋の遮蔽率0.4はデタラメ

南相馬・旧特定避難勧奨地域 除染後・木造建物38軒の実態  
ふくいち周辺環境放射線モニタリングプロジェクト(2015年4月～6月)調査



# 政府・復興庁・規制庁のダブル・スタンダード

✓ 原発事故による放射線防護には従来の考え方は使わない。

⇒「除染」による目標達成が不可能であることが明白になる中で、放射線被ばくを正当化。居直り。

⇒法律違反。

⇒原発事故被害者の切り捨て。

おわり